

消費の回復は期待できるのか

消費停滞から脱するカギは低所得者対策と原油安

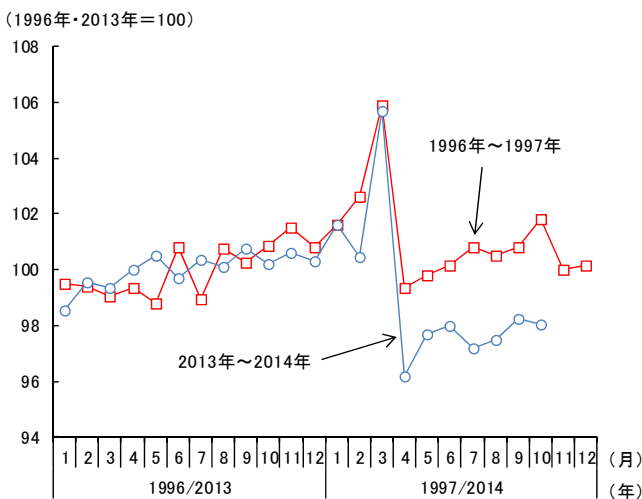
みずほ総合研究所
 調査本部 経済調査部
 03-3591-1418

- 消費増税後の個人消費は、低所得者ほど回復の動きが弱い。この理由として、物価の上昇に対し、賃金の上昇ペースが鈍いことが挙げられる
- 労働者の約4割が働く中小企業は、円安に伴うコスト増もあって、人件費の増加に対し慎重なスタンスを崩していないとみられる
- 個人消費本格回復に向けた当面の課題として、即効性を重視した低所得者に対する支援が必要。その後は、原油安による追い風も加わり、個人消費は回復の動きが続く見込み

1. 回復の動きが弱い低所得者の消費

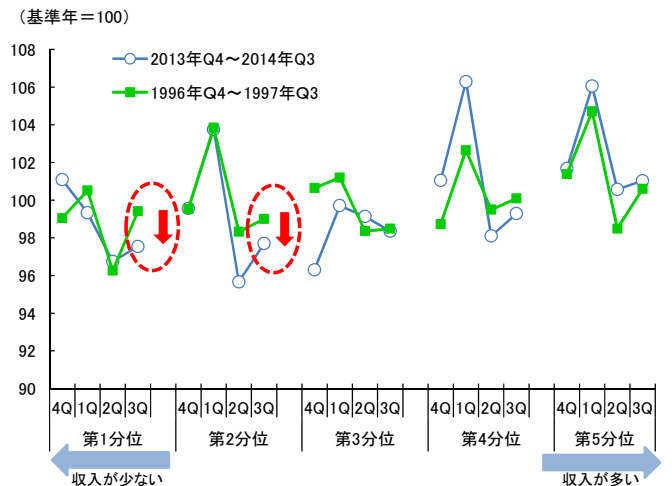
消費増税後の個人消費は回復力が弱い。増税直後は、4月の個人消費が大幅に落ち込んでも、夏頃には増税前の水準を取り戻すとの見方が多かった。しかし、夏場の天候不順の影響もあって、増税後の個人消費は想定外に下振れている。消費総合指数を1997年増税時と比較すると、1997年増税時は6月頃に増税前の水準（1996年平均）まで持ち直したのに対して、今回は10月時点でも増税前の水準（2013年平均）を2%程度下回っている（図表1）。

図表1 消費総合指数(1997年増税時との比較)



(資料)内閣府「消費総合指数」より、みずほ総合研究所作成

図表2 年収階層別消費支出(二人以上世帯)



(注)1.1996年Q4からの値は二人以上の世帯(農林漁業除く)ベース、1996年=100とした。
 2.2013年Q4からの値は二人以上の世帯(農林漁業含む)ベース、2013年=100とした。
 3.みずほ総合研究所による実質季節調整値。
 (資料)総務省「家計調査」よりみずほ総合研究所作成

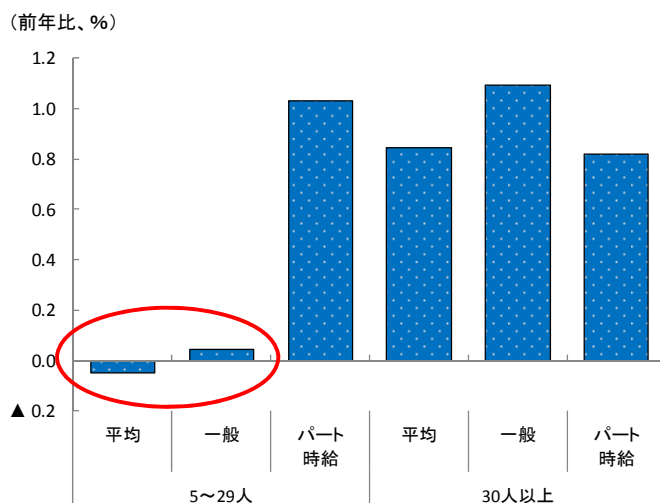
年収階層別に増税前後の消費動向をみると、低所得者ほど回復の動きが弱い。高所得者層（第5分位）では、1997年時を上回る駆け込み需要が生じたが、増税直後の落ち込みは小さく、その後は緩やかに持ち直している（前頁図表2）。一方、低所得者層（第1分位、第2分位）については、駆け込みの規模は1997年時と同程度であったものの、増税直後の落ち込みが大きく、その後も1997年時に比べて回復の動きが弱い。低所得者層では、増税前に支出額が大きく増えた品目（住居関連や自動車等購入など）だけでなく、幅広い品目の支出が抑制されているようだ。

2. 労働者の約4割が働く中小企業は人件費増加に慎重なスタンス

低所得者を中心に消費回復の動きが弱い理由として、物価の上昇に対して、賃金の上昇ペースが鈍いことが挙げられる。1人当たり現金給与総額は2014年10月時点で前年比+0.2%と8カ月連続のプラスとなったが、同時期の消費増税の影響も含めた物価上昇率（持ち家の帰属家賃を除く総合）が同+3.4%となっており、実質賃金は3%程度の減少が続いている。賃金の大部分を占める所定内給与について事業所規模別にみると、最近の賃金上昇の動きは大企業が中心で、労働者の約4割を占める中小企業にまで広がっているわけではないと分かる（図表3）。中小企業では、パート労働者の時給が明確に上昇しているものの、正社員の給与は横ばい程度にとどまっている。さらに、相対的に賃金水準が低いパート比率が上昇することで、賃金（1人当たり平均）への下押し圧力もかかっている。

一方、中小企業は人手不足感が著しく強い。雇用の過不足を示す雇用人員判断D I（日銀短観）をみると、小規模の企業ほど人手不足感が強くなっている¹。実際、小売や飲食・サービス業ではアルバイトやパートを中心に人材獲得競争が激化しているという話もある。通常、人手不足感が強いほど、企業は労働力を確保する目的で賃金を引き上げるはずであるが、現段階においてパート労働者の時給を除けば、そうした動きはほとんどみられない。人手不足下でも中小企業が賃金の引き上げになかな

図表3 名目賃金(所定内給与)



(注)2014年7~9月平均。
(資料)厚生労働省「毎月勤労統計」より、みずほ総合研究所作成

図表4 人件費増加による企業収益への影響

大企業	人件費増加幅 (単位:%Pt)		
	1%	2%	3%
経常利益への影響	▲ 1.4	▲ 2.8	▲ 4.2
経常利益のマイナスをカバーできる売上増加幅	0.5	1.1	1.6
中小企業	人件費増加幅		
	1%	2%	3%
経常利益への影響	▲ 4.8	▲ 9.7	▲ 14.5
経常利益のマイナスをカバーできる売上増加幅	0.8	1.6	2.4

(注)人件費が1%、2%、3%増加した場合の経常利益押し下げ幅と、経常利益のマイナス分を相殺できる売上高の増加幅を試算。
ベースとなる売上高、変動費、固定費などは2013年度から変わらない前提。
(資料)財務省「法人企業統計」より、みずほ総合研究所作成

か積極的になれないのは、人件費の増加が収益を圧迫する要因になるためだろう。

法人企業統計を用いて、人件費の増加が企業収益に与える影響（2013年度ベース）をみてみよう。中小企業において人件費が1%・2%・3%増加した場合、経常利益はそれぞれ▲4.8%ポイント、▲9.7%ポイント、▲14.5%ポイント押し下げられると試算される（前頁図表4）。他方、大企業のケースでは、それぞれ▲1.4%ポイント、▲2.8%ポイント、▲4.2%ポイントとなっており、人件費増加によるマイナスの影響は中小企業の方がより強く出る模様である。もちろん、人件費増加によるマイナス分をカバーできるだけの売上の増加やコストの減少を見込めれば問題にならないわけだが、これまでは円安等に伴うコスト増による収益の下押しがある中で、そうした余裕が生まれにくかったのかもしれない。中小企業庁の調査（「ここ1年の中小・小規模企業の経営状況について」（2014年11月））によれば、4割程度の中小・小規模企業が原材料・エネルギーコストの増加により経常利益が10%以上圧迫されたと回答している。売上減少の懸念から価格転嫁がままならない企業も多く、人件費の増加には慎重なスタンスを維持している可能性が高い。

個人消費の着実な回復には、賃金上昇の動きが中小企業まで十分に波及することが不可欠だが、中小企業の人件費増加に対する姿勢が短期間で劇的に変化するとは考えにくい。

3. みずほ総合研究所の提言～低所得者に対する即効性を重視した重点的支援を

以上を踏まえれば、個人消費本格回復に向けた当面の課題として、消費増税に伴う負担が大きい低所得者に対し、政策的にサポートすることが検討に値するだろう。

今回の消費増税に際しても、低所得者層の負担軽減策として「臨時福祉給付金」が支給されている。平成26年度の住民税非課税世帯（所得水準の目安：夫婦と子供1人世帯の場合で205.7万円）を対象に、1人当たり1万円（年金受給者などには5千円の加算）を支給するものである。例えば、夫婦と子供1人

図表5 年収階層別消費税(税率8%)負担割合

年間収入	給付金支給前	給付金支給後
	(%)	
300万円未満	6.6	5.7
300万円以上400万円未満	5.5	
400～500万円	4.9	
500～600万円	4.2	
600～700万円	3.9	
700～800万円	3.7	
800～900万円	3.5	
900～1,000万円	3.2	
1,000万円以上	2.8	

(注)1.消費税負担割合＝消費税負担額／月給。
2.消費税負担額は、消費支出総額から非課税品目(家賃・地代、保健医療サービス、授業料等、教科書・参考教材)を控除し、税率を乗じて試算。
3.臨時福祉給付金は夫婦・子供1人の世帯で30,000円支給されると想定。
(資料)総務省「家計調査」(平成25年)よりみずほ総合研究所作成

図表6 みずほ総合研究所の提言:「低所得者対策」

経済対策	低所得者対策
趣旨	消費増税に伴う負担が大きい低所得者に対する即効性を重視した重点的支援
内容	現行の「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時福祉給付金」の支給対象者に対し、2015年1～3月期に追加支給実施
予算額	0.5兆円
効果	1,438億円(名目値)の消費増加効果。夫婦・子供1人の年間収入300万円未満世帯の場合、10,000円の支給により、半年ベースの消費支出を0.9%Pt程度押し上げ

(資料)各種資料よりみずほ総合研究所作成

の年間収入300万円未満世帯の場合、収入に対する消費税の負担割合は6.6%であるが、給付金の支給によって負担割合が5.7%まで低下する（前頁図表5）。もっとも、多くの地方自治体において住民税の算定が完了するのが6月頃であったため、支給開始が7月以降となり、増税による消費減少の影響が最も大きく出る増税直後（4～6月期）のタイミングには間に合わなかった。さらに、今回程度の給付額の支給では、低所得者ほど消費税負担割合が高いという状況（逆進性）にもほとんど変化を及ぼさない。実際に低所得者層ほど消費回復の動きが鈍いことに鑑みると、今回の給付金支給制度が低所得者対策として有効に機能したとは言い難いだろう。

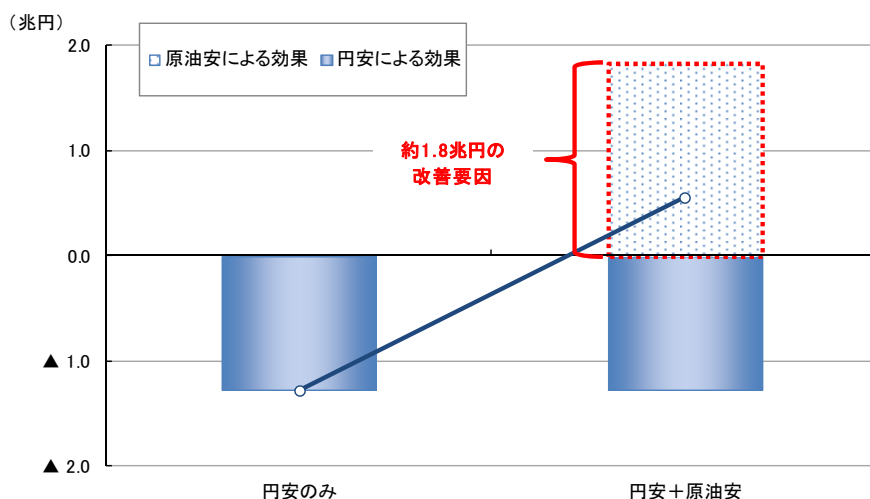
増税後の経済情勢の厳しさを受け、年明けにも成立するとみられる経済対策にも、低所得者向けの対策が盛り込まれる可能性がある。みずほ総合研究所は、消費増税に伴う負担が大きい層に対する即効性を重視した重点的支援を実施すべきと考え、現行の「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時福祉給付金」の支給対象者に対し、現行制度と同じ枠組みで、2015年1～3月期に追加支給を実施することを提案したい（前頁図表6）。追加支給により、1,438億円の消費増加効果が見込まれる²。マクロ的な影響はそれほど大きくないようにもみえるが、給付金支給対象者の消費を下支える効果が期待できるだろう。夫婦と子供1人・年間収入300万円未満世帯の場合、追加支給により、半年ベースの消費支出を約0.9%ポイント押し上げると見込まれる。

4. 原油安の追い風もあり、2015年の個人消費は回復の動きが続く

もっとも、給付金の支給はあくまで一時的な措置であり、持続的な消費拡大にはやはり賃金の上昇が不可欠である。

今まさに、2015年の春闘に向けた動きが出始めている。日本労働組合総連合会（連合）は定期昇給に加えて、「2%以上」のベースアップを要求する方針を決定した。連合のベア要求は2年連続であり、

図表7 原油安・円安が中小企業の収益に及ぼす影響（40%原油安・10%円安を想定）



(注) 1. 規模別産業連関表より試算。なお、61部門のうち、大企業・中小企業の別のある26部門を対象とした。

2. 仕入価格の変化はみずほ総合研究所のマクロモデルによって試算。

(資料) 中小企業庁「2005年規模別産業連関表」などより、みずほ総合研究所作成

2014年の「1%以上」から要求を引き上げるといふ。企業間の賃金格差を埋めるべく、中小企業にも賃金水準の引き上げを求める方針だ。要求がどこまで受け入れられるかは、今後の動向を見守るしかないが、今夏以降の「原油安」が賃上げを促す方向に影響する可能性がある。これまでは円安に伴う原材料コストの上昇が収益を押し下げる方向に作用してきたが、今後は原油安に伴うコストの減少が収益の押し上げ、それが賃上げ余力につながると期待されるからだ。

原油安は中小企業にも大きなメリットがある。「2005年規模別産業連関表」を用いて、2014年の原油価格が2013年に比べて40%下落した場合の中小企業の収益に与える影響を試算すると、約1.8兆円の収益改善が生じる計算となる（前頁図表7）。同時に円安が10%進んだ場合でも（収益押し下げ要因）、ネットで約0.6兆円の収益改善効果が見込まれる。

さらに、原油価格の下落は物価の抑制を通じて、家計の実質購買力を高めることとなる。ガソリン代や電気代などエネルギー関連の物価の動きは原油価格に連動している。エネルギーは生活必需品ゆえに、原油安の恩恵は低所得者層を含む幅広い層に及ぶことになるだろう。

2014年の個人消費は消費増税の影響で停滞感が強まったが、2015年は原油安の追い風にも支えられて、回復の動きが続くと期待できるだろう。

¹日銀短観（2014年12月調査）の雇用人員判断D I（「過剰」－「不足」）は、中小企業が▲18%ポイント、中堅企業が▲15%ポイント、大企業が▲9%ポイントとなっており、中小企業ほど不足超過幅が大きい。

²消費増加効果は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時福祉給付金」の給付額に、内閣府政策統括官（2010）「「定額給付金に関連した消費等に関する調査」の結果について」で公表されている、年収300万円未満および子（18歳以下に限る）がいる世帯の消費増加効果に乗じた。内閣府生活統括官（2010）における消費増加効果とは、定額給付金の受取総額に対する、定額給付金がなければ購入しなかったとするものの支出額、または定額給付金がなくても購入したと考えられるもののうち、増加させた分の支出額の合計の割合のことである。具体的には、年収300万円未満の世帯は33.6%（子がいない世帯と、子がいる世帯の単純平均）、子がいる世帯は33.8%となっている。

【共同執筆者】

経済調査部主任エコノミスト	風間春香	haruka.kazama@mizuho-ri.co.jp
経済調査部エコノミスト	坂中弥生	yayoi.sakanaka@mizuho-ri.co.jp
経済調査部エコノミスト	齋藤 周	amane.saito@mizuho-ri.co.jp

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。